

2-3) 重症度分類 2015

厚生労働省による難病対策の改革に向けた取り組みにより、平成 26 年 10 月 21 日に告示された難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づき、現行の 56 疾病の難病から約 300 疾病を指定難病とし、重症度分類を加味した認定基準がすべての指定難病に義務付けられた。重症度分類は「日常生活又は社会生活に支障がある者」という考え方を疾病の特性に応じて、医学的な観点から反映して定めることとなった。日本サルコイドーシス／肉芽腫性疾患学会と厚生労働省研究費補助金難治性疾患政策研究事業びまん性肺疾患に関する調査研究班が中心となり、重症度分類は作成され、罹患臓器数、治療の必要性の有無（全身ステロイド治療、全身免疫抑制剤治療）、サルコイドーシスに関連した各種臓器の身体障害の認定の程度の 3 項目によるスコアで重症度分類を判定することとした⁴⁾。

表 5. 重症度分類

次の 3 項目によるスコアの合計点で判定する。重症度 III と IV を助成対象とする。

1. 罹患臓器数

1 または 2 臓器病変	1 点
3 臓器病変以上	2 点

2. 治療の必要性の有無（全身ステロイド治療、全身免疫抑制剤治療）

治療なし	0 点
必要性はあるが治療なし	1 点
治療あり	2 点

3. サルコイドーシスに関連した各種臓器の身体障害の認定の程度

身体障害なし	0 点
身体障害 3 級または 4 級	1 点
身体障害 1 級または 2 級	2 点

合計スコアによる判定

1 点	→	重症度	I
2 点	→	重症度	II
3 点または 4 点	→	重症度	III
5 点または 6 点	→	重症度	IV